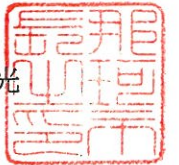


一般競争入札の公告(電子入札)

08国補社交第2号 菅谷・飯田線用水施設整備工事について一般競争入札を行うので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。)第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月16日

那珂市長 先崎 光



1 入札対象工事

- | | | |
|----------|---------------------------------|-----------------------|
| (1) 工事件名 | 08国補社交第2号 菅谷・飯田線用水施設整備工事 | |
| (2) 工事場所 | 那珂市飯田地内 | |
| (3) 工事概要 | 用水施設整備工事 | N=一式 |
| | 道路土工 | |
| | 路体盛土工 | V=1,970m ³ |
| | 函渠工 | |
| | 遠心ボックスカルバート | L=460m |
| | 車道復旧舗装工 | |
| | 下層路盤(RC-40, t=20cm) | A=601m ² |
| | 上層路盤(M-30, t=10cm) | A=601m ² |
| | 表層(再生密粒度アスコン, t=5cm) | A=563m ² |
| (4) 工期 | 本契約締結の日の翌日から令和9年3月15日まで | |
| (5) 予定価格 | 113,570,000円(消費税及び地方消費税を含まない金額) | |

2 入札参加形態

- (1) 2社による特定建設工事共同企業体とする。
- (2) 特定建設工事共同企業体の出資比率は30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第3条の規定による許可を受けた建設業者で、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、那珂市建設工事等入札参加者資格審査要項(平成3年那珂町告示第51号。以下「審査要項」という。)第6条に規定する那珂市の令和7・8年度有資格者名簿の掲載者のうち、次の各号に該当する者とする。なお、規定する数値等は那珂市の令和7・8年度有資格者名簿に掲載されている数値等を適用することとする。

- (1) 入札公告の日から入札日までの間に、那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要項(平成29年那珂市告示第30号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく那珂市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、更生(再生)手続き開始の申立成されていない者であること。(更生(再生)手続き開始決定後に那珂市長が入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (4) 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審している者であること。
- (5) 代表構成員の資格要件
 - ① 土木一式工事について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

- ② 那珂市内に本社、支社若しくは営業所(支社、営業所については、事前に認定を受けている者)を有し、経営事項審査結果通知書における土木一式工事の総合評定値が801点以上の者であり、土木一式工事の年間平均完成工事高が1億2千5百万円以上の者であること。

または、水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町、城里町、東海村に本社を有し、経営事項審査結果通知書における土木一式工事の総合評定値が1021点以上の者であり、年間平均完成工事高が1億2千5百万円以上の者であること。

- ③ 当該工事において、建設業法第19条の2に規定する現場代理人を配置できること。
④ 当該工事において、建設業法第26条の規定に基づき、監理技術者を専任させるとともに、所定の工期をもって工事を安全に施工できる者であること。なお、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了書を有する者とする。
また、配置技術者は一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

(6) 構成員の資格要件

- ① 那珂市内に本社、支社若しくは営業所(支社、営業所については、事前に認定を受けている者)を有し、経営事項審査結果通知書における土木一式工事の総合評定値が681点以上の者であり、土木一式工事の年間平均完成工事高が3千8百万円以上の者であること。
② 当該工事に二級土木施工管理技士以上の資格を有する技術者を専任で配置できること。
③ 代表構成員の資格要件に該当している者は、構成員になることができない。
(7) 4(2)①にある申請書類「条件付一般競争入札参加申請書(事後審査型)」に記載の配置予定の現場代理人及び技術者を、当該工事に必ず配置できること。なお、配置予定の現場代理人及び技術者は、入札日において他の工事に専任する技術者であってはならない。(該当工事の完成検査の終了が確認できる場合は除く。)
(8) 配置予定の現場代理人及び技術者を当該工事に配置できないときは、入札参加を認めない。その場合は入札無効とする。又は契約解除を行う。
(9) 配置する現場代理人及び技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前3か月以上雇用関係があること。

4 入札参加申請及び審査

- (1) 申請方法
電子入札システム(以下「システム」という。)による。
(2) 受付期間及び提出書類
令和8年6月17日(水)から令和8年6月26日(金)の午前9時から午後5時までにシステムにより、次の①、②及び③を添付して申請すること。ただし、システムにより難しい場合には、④を持参により提出し、市長が認める場合は①、②及び③を那珂市企画部財政課へ持参すること。
① 条件付一般競争入札参加申請書(事後審査型)
② 特定建設工事共同企業体協定書
③ 誓約書
④ 紙入札方式参加承諾願
①～④の様式は、令和8年6月16日(火)から市ホームページにてダウンロードできる。
(窓口での配布は行わない。) <http://www.city.naka.lg.jp/>
(3) その他
申請に関する説明会は、開催しない。

5 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等は、令和8年6月16日(火)から入札情報サービスによりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。
URL:<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>
(2) 設計図書等に対する質問がある場合は、簡易な内容を除き、システムの「説明要求」により、令和8年6月25日(木)午前11時までに入力するものとする。ただし、紙入札方式参加承諾を受けている場合は、書面により那珂市企画部財政課に持参するものとする。
(3) (2)の質問に対する回答は、令和8年6月30日(火)までに随時システムにおいて回答する。ただし、書面による質問がある場合の回答は、令和8年6月30日(火)午後1時から午後5時までの間に那珂市企画部財政課において配布するものとする。

6 現場説明会
実施しない。

7 入札方法

- (1) 入札書は、令和8年6月29日(月)から令和8年7月1日(水)の午前9時から午後5時までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札方式参加承諾願を提出している場合は、郵送(一般書留、簡易書留、配達証明に限る)又は持参により提出すること。入札書を郵送で提出する場合は、令和8年7月1日(水)午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。
- (2) 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合には、市長の指示によるものとする。
- (3) 入札者は地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、那珂市財務規則(平成13年那珂町規則第27号。以下「財務規則」という。)その他関係法令における入札に関する規定を遵守しなければならない。
- (4) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、工事費内訳書の提出のない入札は無効とする。
- (5) 工事費内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同じとし、システムにより電子ファイルで提出すること。なお、事前に承諾を得た場合には郵送(一般書留、簡易書留、配達証明に限る)又は持参により提出できるものとする。工事費内訳書を郵送で提出する場合は、令和8年7月1日(水)午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引替え、変更又は取消しは認めない。
- (8) 入札執行回数は、1回とする。
- (9) 低入札調査基準価格を設定する。

8 入札執行(開札)の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年7月2日(木) 午前9時35分
- (2) 場所 那珂市役所503会議室
- (3) 入札参加者がいないとき、又はやむを得ない理由を生じたときは入札の執行を中止し、又は延期することができるものとする。

9 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の申込をした者を落札候補者とする。ただし、低入札価格調査の調査基準価格を設定している場合には、那珂市建設工事に係る低入札価格調査制度の実施に関する要綱(平成27年那珂市告示第41号)に基づき、次のとおり取扱うものとする。
 - ① 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、その価格によって、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを判断するための調査を実施し、後日落札を決定したときは、速やかに当該入札の結果を各入札参加者に通知する。
 - ② 数値的判断による基準を満たしていない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、調査事項に関する事情聴取等を行うことなく失格とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、システムのくじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。

10 入札参加資格を証明する書類の提出

- (1) 落札候補者は、次の書類を提出するものとする。
 - ① 現場代理人及び主任(監理)技術者配置書及び資格者証の写し
 - ② 最新の総合評定値通知書の写し
 - ③ 現場代理人及び主任(監理)技術者の雇用関係を証明する書類(標準報酬決定通知書等の写し)

- (2) 提出期限 令和8年7月3日(金)午後5時まで。次順位者は市指定日とする。
- (3) 提出場所 那珂市企画部財政課

11 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格を証明する書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。
- (2) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その価格が、那珂市建設工事に係る低入札価格調査制度の実施に関する要綱に基づく調査基準価格を下回る価格であったときは、同要綱第9条に基づく調査を実施し、対応する。
- (3) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合、または、前項にある調査の結果、その者により当該契約の内容により適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、次順位者を落札候補者とし、この者につき、改めて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

12 請負契約書の作成 要する。

13 入札保証金 免除する。

14 契約保証金

次に掲げるいずれかの保証を付すること。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供
- (3) 銀行又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険証券

15 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
- (3) 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合
- (4) 同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とを重複して行った場合
- (5) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- (6) 前各号のほか、入札条件に違反した場合

16 支払い条件

前払金については、那珂市財務規則第154条及び第155条の規定に基づき請求することができる。

17 その他

- (1) 入札をした者は、入札後、この公告及び設計図書等について不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (2) その他詳細不明の点については、次に照会のこと。
那珂市企画部財政課契約・検査グループ
電話 029-298-1111 (内線)524